

番号 01784 登録識別情報等通知書

自動車登録番号		登録年月日	初度登録年月	車台番号	
		令和 4年 5月 17日	平成 20年 4月	N C C T B 3 4 0 8 1 - 0 3 7 0	
車名				型式	原動機の型式
トレス [199] N C C T B 3 4 0 8 1					
所有者の氏名又は名称					
所有者の住所					
自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状	乗車定員	最大積載量 車両重量 車両総重量
普通	貨物	自家用	コンテナセミトレーラ [041]	一人	23100[30480]kg 4820kg 27920[35300]kg
総排気量又は定格出力	燃料の種別		型式指定番号	長さ 幅 高さ	前前軸重 前後軸重 後前軸重 後後軸重
kW				1257cm 249cm 155cm	-kg 1370kg 1370kg 1370kg
有効期間の満了する日	令和 4年 4月 2日				
備考 〔千葉〕、一時抹消登録 自動車重量税 非課税 〔旧自動車登録番号〕 *保安基準緩和*〔認定年月日〕平成19年7月9日〔中部運輸局〕 90591〔緩和事項〕〔004〕車両総重量、〔098〕一括緩和 〔制限事項〕〔024〕被けん引自動車の後面には、車両総重量を表 示すること。、〔068〕基準緩和による運行は、国際海上コンテナ を輸送する場合に限る。、〔092〕運行にあたっては、道路交通法 及び道路法を厳守すること。、〔094〕けん引自動車には運行記録 計を備え、運行状況の記録をすること。、*けん引車*日野 KC- SH3VDEG, KL-SH1FFGG, ニッサンディーゼル KL- CK482DAT, いすゞ PJ-EXD52D6					
〔その他検査事項〕(1)最大積載量欄及び車両総重量欄において、 括弧外は基準内の最大積載量及び車両総重量を、括弧内は基準緩和時 の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。基準内時の第五輪荷重 8450KG以上、基準緩和時の第五輪荷重10920KG以上とする。 以下余白					



令和 4年 5月 17日

千葉運輸支局長

- 本通知書は、再発行できませんので大切に保管して下さい。
(新規登録、輸出の届出等の際に必要になります。)
- 本通知書の自動車を譲渡するときは、本通知書を譲受人に譲渡して下さい。